|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 蜜 蜂 飼 育 変 更 届年　　月　　日　沖縄県知事 殿現住所電話番号※１氏名又は名称及び代表者氏名養蜂振興法第３条第３項の規定により下記のとおり蜜蜂飼育変更届を提出します。記

|  |  |
| --- | --- |
| 変更前の飼育計画 | 変更後の飼育計画 |
| 飼育場所 | 飼育群数 | 飼育計画 | 飼育場所 | 飼育群数 | 飼育計画 |
|  |  群（日本蜜蜂  　　　 群） | 月　日から月　日まで |  |  群（日本蜜蜂  　　　 群） | 月　日から月　日まで |

２　変更した理由３　個人情報の取扱いに当たっては以下の内容について、同意します。①　個人情報の利用目的：沖縄県は、養蜂の振興（蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興）に必要な範囲内においてのみ利用する。②　個人情報の安全管理措置：沖縄県は、取り扱う個人情報の安全管理のため、安全管理に関する取扱規程等の整備及び実施体制の整備を講じる。③　個人情報の第三者への提供：沖縄県は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。・法令に基づく場合・沖縄県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（蜜蜂飼育者、市町村、他の都道府県）並びに関係機関等の協力が必要な場合備考※１電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等が望ましい。※２飼育場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報（番地、号並びに必要に応じ緯度及び経度）を記入すること。なお、地図の添付等でも可とする。※３飼育計画は１月１日から12月31日までについて記入すること。【提出に当たっての留意事項】養蜂振興法第８条第１項の規定に基づき、沖縄県は、蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜂群配置に係る調整等の必要な措置を講じるものとされており、蜜蜂の飼育を行うに当たっては、周辺の蜜蜂飼育者と配置調整が必要となる場合があります。本届出の提出後、同法第８条第２項の規定に基づき、沖縄県から、蜂群配置に係る調整等のため特に必要があると認めるときは、蜜蜂の飼育の状況等に関し、必要な協力を求められることがあります。 |